

映像情報制作・配給業調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成20年11月1日
経済産業省

○調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。

○調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者（企業）の控え・保存用として使用してください。

I. 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒もしくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3%→6%、1.5%→2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) **この調査は、企業単位の調査となっています。**したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「企業全体」若しくは「映像情報制作・配給業務」について「あなたの企業」に関する内容を記入してください。子会社など連結する他の企業分は含みません。

II. 調査対象となる企業

※当該調査では、平成14年3月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる企業は、日本標準産業分類（JSIC）小分類411-映像情報制作・配給業に格付けされる企業です。

具体的には、**映画制作・配給を業務として行う企業、テレビ番組制作、テレビコマーシャル制作、テレビ番組配給を業務として行う企業、ビデオの企画、制作や発売（発売元として販売業者、ビデオレンタル店等への配給まで）を業務として行う企業、制作する映像の著作権（著作権）をもたないが、撮影に協力するなどの事業活動を行っている企業及び自治体からの受注、結婚式や企業のPR映像などの制作を主業としている企業（著作権を持たない場合も含む）**が調査の対象となります。

◆ただし、次のような業務を行う企業は当該調査の対象とはなりません。

- ① 映像情報制作・配給会社などから業務委託、業務請負などの契約形態により、映像作品の著作権を持たず情報を記録したものを製造する企業（ビデオテープ製造業、ビデオディスク製造業などの情報記録物製造業：JSIC 細分類3296）。

- ② (ア)専ら映画フィルムの賃貸、ビデオのレンタル又は販売のみを行う企業（映画フィルム賃貸業などの映画・演劇用品賃貸業：JSIC 細分類 8 8 9 1、(イ)レンタルビデオ業などの音楽・映像記録物賃貸業：JSIC 細分類 8 8 9 2、(ウ)録画テープ小売業などの他に分類されないその他の小売業：JSIC 小分類 8 8 4 細分類 6 0 9 9）。

※上記(ア)又は(イ)を主業として営んでいる場合は、「**その他の物品賃貸業調査**」の対象となります。

- ③ 映画制作、テレビ番組制作などの一部門を専業又は主業としている企業（映画出演者あつせん業、映画フィルム現像業、タイトル書き業、ポストプロダクション業、貸スタジオ業（映画撮影・録音用）、レコーディングスタジオ、レコーディングエンジニア など）映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業：JSIC 細分類 4 1 5 9）。→「**映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業調査**」の対象となります。

（参考）日本標準産業分類（JSIC）

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。（詳細は総務省のホームページ

[（http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm）](http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm) をご覧ください。）

映像情報制作・配給業（JSIC小分類番号：411）

- ① 映画・ビデオ制作業（テレビ番組制作業を除く）（JSIC細分類番号：4111）

主として映画の制作を行う事業所又は制作及び配給の両者を行う事業所並びに記録物、創作物などのビデオ制作を行う事業所をいう。

【例示】 映画撮影所；小型映画制作業；映画制作業；ビデオ制作業

- ② テレビ番組制作業（JSIC細分類番号：4112）

主としてテレビ番組の制作を行う事業所をいう。

【例示】 テレビ番組制作業；テレビコマーシャル制作業

- ③ 映画・ビデオ・テレビ番組配給業（JSIC細分類番号：4113）

主として映画、ビデオ又はテレビ番組の配給を行う事業所をいう。

フィルムの配達交換、購入などを行う事業所も本分類に含まれる。

【例示】 映画フィルム配給部（映画制作業から独立しているもの）；映画配給業；ケーブルテレビ番組配給業；有線テレビジョン放送番組配給業

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記 入 注 意								
1	企業名及び所在地	<p>(1) 「Ⅰ 企業名」については、あらかじめプリントされている企業の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの企業の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに（ ）書きで記入してください。また、企業名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「Ⅱ 企業の所在地」については、あらかじめプリントされている内容（郵便番号、所在地及び電話番号）が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの企業（本社）が実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。</p>								
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「Ⅰ 経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの企業が該当する経営組織の番号を○で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの企業が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「Ⅱ 資本金額（又は出資金額）」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額（株式会社、有限会社）又は出資金額（合資会社、合名会社、合同会社）が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください（5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください）。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 10%;">1 会社</td> <td>株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 会社以外の法人・団体</td> <td>公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体をいいます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 個人経営</td> <td>個人業主により経営されている企業をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体をいいます。	3 個人経営	個人業主により経営されている企業をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。		
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。									
2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体をいいます。									
3 個人経営	個人業主により経営されている企業をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。									
3	企業の事業形態	<p>「企業の事業形態」については、次の区分により、あなたの企業があてはまる番号を一つ○で囲んでください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">番号</th> <th style="text-align: center;">事業形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>映画・ビデオの作品を制作する業務（制作及び配給の両者を行う企業を含む。）を行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>テレビ番組の制作、テレビ用コマーシャルの制作を行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>映画・ビデオ・テレビ番組の配給（又は発売）のみを行う企業をいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	事業形態	1	映画・ビデオの作品を制作する業務（制作及び配給の両者を行う企業を含む。）を行う企業をいいます。	2	テレビ番組の制作、テレビ用コマーシャルの制作を行う企業をいいます。	3	映画・ビデオ・テレビ番組の配給（又は発売）のみを行う企業をいいます。
番号	事業形態									
1	映画・ビデオの作品を制作する業務（制作及び配給の両者を行う企業を含む。）を行う企業をいいます。									
2	テレビ番組の制作、テレビ用コマーシャルの制作を行う企業をいいます。									
3	映画・ビデオ・テレビ番組の配給（又は発売）のみを行う企業をいいます。									

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意						
4	年間売上高	<p>(1) 「Ⅰ 企業全体の年間売上高(消費税額を含む。)」</p> <p>① 企業全体の年間売上高については、<u>あなたの企業が平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u></p> <p>なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の企業の売上高を記入してください。</p> <p>② 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2) 「Ⅱ Ⅰの「企業全体の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上高」</p> <p>① 上記(1)の「Ⅰ」欄で記入した「企業全体の年間売上高」について、「映像情報制作・配給業務(年間売上高計、国内・国外別)」及び「その他業務」に分けて業務(事業)別売上高を記入してください。</p> <p>② 「映像情報制作・配給業務」の業務の内容については、本記入注意の「Ⅱ. 調査対象となる企業」に記載されている業務(1～2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。</p> <p>③ 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務(売上高がある業務)の売上高の割合をそれぞれ記入してください。</p> <p>例えば、「卸売・小売業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の「卸売・小売業務」欄に、「その他業務」全体の売上高に対する「卸売・小売業務」の売上高の割合を記入してください。</p> <p>④ 「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、次の業種区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="451 1453 1437 1908"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1453 699 1498">業 務 区 分</th> <th data-bbox="699 1453 1437 1498">業 務 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1498 699 1653">映像情報制作・配給業務</td> <td data-bbox="699 1498 1437 1653">○映画制作・配給、テレビ番組制作、テレビコマーシャル制作、テレビ番組配給、ビデオの企画・制作や発売などの業務(事業)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1653 699 1908">その他業務</td> <td data-bbox="699 1653 1437 1908">○食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)</td> </tr> </tbody> </table>	業 務 区 分	業 務 例 示	映像情報制作・配給業務	○映画制作・配給、テレビ番組制作、テレビコマーシャル制作、テレビ番組配給、ビデオの企画・制作や発売などの業務(事業)	その他業務	○食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)
業 務 区 分	業 務 例 示							
映像情報制作・配給業務	○映画制作・配給、テレビ番組制作、テレビコマーシャル制作、テレビ番組配給、ビデオの企画・制作や発売などの業務(事業)							
その他業務	○食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)							

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意	
4	年間売上高 (つづき)	(つづき)	
		業 務 区 分	業 務 例 示
		そ の 他 業	<p>※「映像情報制作・配給業務」以外の情報通信業をいいます。</p> <p>○通信業（固定電気通信業、移動電気通信業、信書送達業など）、放送業（公共放送業、民間放送業、有線放送業）、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット附随サービス業、音声情報制作業（レコード制作業、ラジオ番組制作業）、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業（ニュース供給業、映画出演者あつせん業、映画フィルム現像業、タイトル書き業、ポストプロダクション業、貸スタジオ業（映画撮影・録音用）、レコーディングスタジオ、レコーディングエンジニアなど）などの業務（事業）</p>
		卸 売 ・ 小 売 業 務	○商品の卸売業（ビデオソフトの販売事業者、問屋など）及び小売業（百貨店、スーパーマーケット、専門店などの小売店）、代理商・仲立業などの業務（事業）
		（ つ づ き ）	○専門サービス業（法律・特許・司法書士・公認会計士・税理士等の事務所、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業など）、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業（映画館、劇場等の興行場、ゴルフ場・ボウリング場等のスポーツ施設、遊園地、パチンコホール・ゲームセンター等の遊戯場、カラオケボックス業など）、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業などの業務（事業）
		その他の業務	<p>※上記以外のすべての業務（事業）をいいます。</p> <p>○農・林・漁業、鉱業、建設業（土木建築工事業、電気工事業など）、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業（鉄道業、自動車・港湾運送業、海運業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業など）、金融・保険業、不動産業（駐車場業を含む。）、飲食店（食堂、レストラン等）、宿泊業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、教育・学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、外国語会話教室、スイミングスクール、ゴルフ教室、フィットネスクラブなど）などの業務（事業）</p>

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																				
4	年間売上高 (つづき)	<p>(3)「Ⅲ 「映像情報制作・配給業務」の年間売上高の業務種類別割合」</p> <p>① 上記(2)の「Ⅱ」欄で記入した「映像情報制作・配給業務」の年間売上高(国内、国外別)について、その内訳である(i)映画制作・配給業務、(ii)テレビ番組制作・配給業務及び(iii)ビデオ(DVD)制作・発売業務の区分ごとの業務種類別の売上割合を、国内、国外別にそれぞれ合計が100%となるように整数で記入してください。</p> <p>なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>② 「映像情報制作・配給業務」における業務種類区分の内容については、次の表に従ってください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">業務種類区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">映 画 制 作 ・ 配 給 業 務</td> <td style="text-align: center;">(i) 映 画 の 制 作 ・ 配 給 収 入</td> <td>○映画の制作又は配給による年間売上高(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ビ デ オ (DVD を 含 む。) 版 権 収 入</td> <td>○映画作品(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">テ レ ビ 放 映 権 収 入</td> <td>○映画作品(著作権のあるもの)のテレビ放映の使用許諾料収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">商 品 化 権 収 入</td> <td>○映画作品(著作権のあるもの)に係るキャラクターの使用、映画音楽(サントラ盤)、書籍の出版等の使用許諾料収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">リ メ イ ク 権 収 入</td> <td>○映画作品(著作権のあるもの)のリメイク権の使用許諾による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受 託 制 作 収 入</td> <td>○他企業からの委託を受けた映画制作業務による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">テ レ ビ 映 画 制 作 収 入</td> <td>○テレビ用映画の制作による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">そ の 他</td> <td>○上記以外の映画制作・配給業務による収入額で、例えば、広報映像(映画館でのCMなど)、産業映像制作による収入、映像ソフトの使用許諾収入(国内、国外別)などをいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合</td> </tr> </tbody> </table>	業務種類区分		内 容 例 示	映 画 制 作 ・ 配 給 業 務	(i) 映 画 の 制 作 ・ 配 給 収 入	○映画の制作又は配給による年間売上高(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	ビ デ オ (DVD を 含 む。) 版 権 収 入	○映画作品(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	テ レ ビ 放 映 権 収 入	○映画作品(著作権のあるもの)のテレビ放映の使用許諾料収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	商 品 化 権 収 入	○映画作品(著作権のあるもの)に係るキャラクターの使用、映画音楽(サントラ盤)、書籍の出版等の使用許諾料収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	リ メ イ ク 権 収 入	○映画作品(著作権のあるもの)のリメイク権の使用許諾による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	受 託 制 作 収 入	○他企業からの委託を受けた映画制作業務による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	テ レ ビ 映 画 制 作 収 入	○テレビ用映画の制作による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合	そ の 他	○上記以外の映画制作・配給業務による収入額で、例えば、広報映像(映画館でのCMなど)、産業映像制作による収入、映像ソフトの使用許諾収入(国内、国外別)などをいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合
業務種類区分		内 容 例 示																				
映 画 制 作 ・ 配 給 業 務	(i) 映 画 の 制 作 ・ 配 給 収 入	○映画の制作又は配給による年間売上高(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																				
	ビ デ オ (DVD を 含 む。) 版 権 収 入	○映画作品(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																				
	テ レ ビ 放 映 権 収 入	○映画作品(著作権のあるもの)のテレビ放映の使用許諾料収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																				
	商 品 化 権 収 入	○映画作品(著作権のあるもの)に係るキャラクターの使用、映画音楽(サントラ盤)、書籍の出版等の使用許諾料収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																				
	リ メ イ ク 権 収 入	○映画作品(著作権のあるもの)のリメイク権の使用許諾による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																				
	受 託 制 作 収 入	○他企業からの委託を受けた映画制作業務による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																				
	テ レ ビ 映 画 制 作 収 入	○テレビ用映画の制作による収入額(国内、国外別)をいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																				
	そ の 他	○上記以外の映画制作・配給業務による収入額で、例えば、広報映像(映画館でのCMなど)、産業映像制作による収入、映像ソフトの使用許諾収入(国内、国外別)などをいい、映像情報制作・配給業務(国内、国外別)の年間売上高に占める割合																				

